

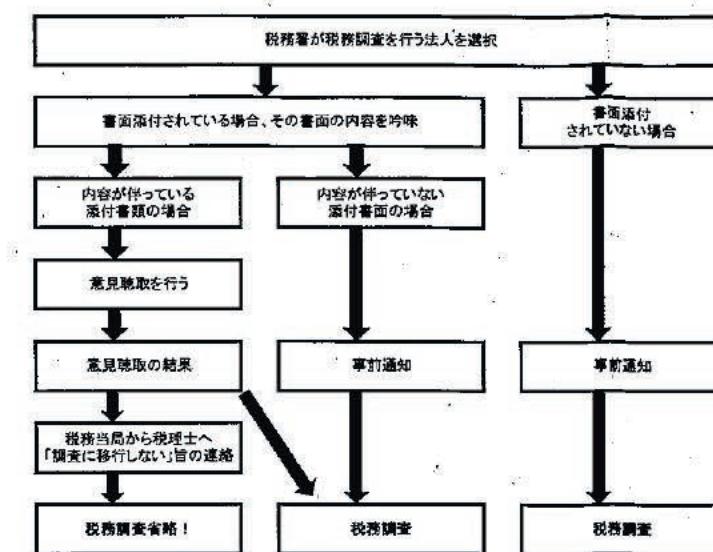
「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 虹田昭史

第5回

実践編その2

前回(本紙11月5日号)に求められることを活用した「税務調査省略のポイント実践編その1」を記載しました。今回も図を参照して読み進めてください。



する書面の内容を税理士がきちんと記載する事です。ズバリ、税理士の力量によってくるのであります。税理士の力量を判断する目線でこの記事をお読みください。

○決算で間違いの起たりやすい部分について、何を見てきちんと監査したか
○どのような管理書類の整備がされているか
○業績の変動がある場合はその理由は何か
○会社側で不正がないか、また不正防止の対策がどのように施されているか
るか

理想的の書面作成
その必要事項

書面に疑義がある場合や業績に変動がある場合などは観察聴取の対象に

「収益費用対応の原則」があり、売り上げとその経費（原価）は同時に上しなければなりません。つまり売り上げと費用のひも付け処理がきちんとなされているのかをエックです。決算期末になると工事やプロジェクトの場合はこの処理が注目されます。もちろん税務調査でも重点的に調査されます。調査対象は別途まであつても「今期（現在進行事業年度）の通帳や請求書を見せてください」と言われるのは

り、在庫に仕入れにかかる経費を計上していくなつたりなど、期末の処理にはミスが多く起つてゐるので、ここは重點的に記載すべき項目であります。ちなみに我々、税理士は期満ぎの処理と呼んでいます。

の疑義を晴らすべきですか。
③勘定科目内訳書の内容を詳細に記載する
書面添付の内容ではないですが、他の税理士が作成した申告書を見ると、勘定科目内訳書を端折って記載しているケースが多いです。これで

は、税務署が疑惑を抱いた内容を確認したくなるのが心情です。しかしもえて内容を詳細に備考欄へ記載する事、意見聴取及び税務調査に移行する動機を消すことが重要なことです。

いって
蛭田昭史
第5回
いて意見聴取で十分な内容が漏れなく記載されている画面です。具体的に列挙すると、次のことなどが漏れなく記載されていると、税務署が会社に赴かなくても決算のチェックがきちんと対象にならない画面が产生する想です(図参照)。
理想的の画面作成には理士の指導もしかりですが、会社側の協力も必要です。前置きが長くなりますが、意見聴取が十分な内容が漏れなく記載されると、事業年度をまたぐ売上や経費の処理について記載する

この処理が漏れていないかの確認のためです。
したがって、このような長期の工事などがある場合、経費（原価）の管理をどのように行なっているかをキッチリと記載します。建設業や製造業であれば工事管理台帳を作成して、どの経費がどの充り上げにひも付くのかを管理している体制が重要です。よくあるミスと要です。

(2)臨時的な経費について
内容を詳細に記載する臨時的な経費は心理的に表に出したたくない項目です。上記①の期をまたぐ経費の取り扱いについてもですが、臨時的な経費は本来、経費にならぬか否かが微妙な内容である場合が多いです。したがって、経費か否かを慎重に検討し、経費であると判断したら内容を詳

の評議會をひらく時々は、たゞ口説く



蛭田昭忠税理士事務所、品川区西五反田7の22の17TO Cビル11F、03・3490・32277、詳しく述べ一